

## 芦屋市職員定数条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議会の事務部局の職員 8人</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 496人</p> <p>(3) 水道事業の事務部局の職員 43人</p> <p>(4) 病院事業の事務部局の職員 <u>240人</u></p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 44人</p> <p>(6) 教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 132人</p> <p>ア 幼稚園の園長及び教員 52人</p> <p>イ その他の職員 80人</p> <p>(7) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(8) 公平委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(9) 監査委員の事務部局の職員 3人</p> <p>(10) 消防職員 95人</p> <p>(11) 合計 <u>1,070人</u></p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議会の事務部局の職員 8人</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 496人</p> <p>(3) 水道事業の事務部局の職員 43人</p> <p>(4) 病院事業の事務部局の職員 <u>232人</u></p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 44人</p> <p>(6) 教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 132人</p> <p>ア 幼稚園の園長及び教員 52人</p> <p>イ その他の職員 80人</p> <p>(7) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(8) 公平委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(9) 監査委員の事務部局の職員 3人</p> <p>(10) 消防職員 95人</p> <p>(11) 合計 <u>1,062人</u></p>